

1993年3月19日
(平成5年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

藤沢市在宅福祉サービスセンター設置に伴うコンピュータ導入について (答申)

1993年(平成5年)3月10日付で諮問された、藤沢市在宅福祉サービスセンター設置に伴うコンピュータ導入について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ導入を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ導入の必要性は、次のとおりである。

- ・ 現在、市では各種の在宅福祉サービス事業を実施しているが、急速に進む高齢化の中で、需要の増大や多様化する要望に対応するため、これらの事業をさらに拡充するとともに、分散している窓口を一元化し、総合的なサービス提供を実施していくものである。
- ・ 本事業を実施するにあたっては、市が100%出資し、行政の持つ安定性や公共性と、民間が持つ柔軟性や即応性を併せ持つ組織である「藤沢市社会福祉事業協会」にその業務を委託し、庁内に新たに設置する「在宅福祉サービスセンター」において、市と一体となって行っていくものである。
- ・ このため、現在老人生きがい課において稼働中の「保健福祉総合カルテシステム」と同じシステムを、当該サービスセンターにも導入し、市民サービスの向上を図るものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ導入を認めるものである。

- ・ コンピュータ導入の必要性、取扱う個人情報の範囲及び他のファイルとの結

合状況については、今回のシステムは平成2年11月9日付で承認した「保健福祉総合カルテシステム」と同じものであり、問題はないと考える。

- ・ 安全対策については、特にセンシティブな情報を、たとえ市の出資法人とはいえ外部の者に取扱わせることは危険が伴うが、業務委託という形態の中で、市の主体的管理のもとで実施されるほか、本業務に関し協会が独自の「取扱要領」を定め、さらにその就業規則の中にも個人情報保護に関する具体的事項を加えるなど、配慮がなされていると認められる。

4 審議会の意見

受託事業者となる「藤沢市社会福祉事業協会」は、条例第30条により受託業務の範囲において、そこで働くすべての者に守秘義務が課せられるものであるが、契約を締結する際には、個人情報保護に関する具体的事項を契約条項の中に明記するとともに、同協会に対し、臨時ヘルパー等正職員以外の者にも、登録等の際して独自に守秘義務を課すよう指導をすべきである。

以 上